

## 第 8 章 環境影響評估



## 第8章 環境影響評価

環境影響評価法（H9.6.13法律第81号）

岩手県環境影響評価条例（H10.7.15条例第42号）

環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。（法第2条第1項、条例第2条第1項）

### 1 該当する事業

#### （1） 第1種事業（法第2条第2項、条例第2条第2項）

規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価を実施するもの（法：別表1、条例：別表2）

#### （2） 第2種事業（法第2条第3項、条例第2条第3項）

第1種事業に準ずる規模を有するものと、条例の場合は、加えて環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施されるものについて、法では免許等許認可権を有する大臣が、条例では知事が、環境影響評価を行う必要があるかどうかを判定するもの（法：別表1、条例：別表2）

##### ○ 特に配慮が必要と認められる地域

次のア及びイに掲げる地域等をいう。

##### ア 特別地域

- ① 自然公園法による国立公園又は国定公園の特別地域
- ② 自然環境保全法による自然環境保全地域の特別地区
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区の特別保護地区
- ④ 県立自然公園条例による県立自然公園の特別地域
- ⑤ 岩手県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特別地区

##### イ 普通地域（事業が特別地域にわたって実施される場合は、その部分も算入）

- ① 自然公園法による国立公園又は国定公園の普通地域
- ② 自然環境保全法による自然環境保全地域の普通地区
- ③ 県立自然公園条例による県立自然公園の普通地域
- ④ 岩手県自然環境保全条例による自然環境保全地域の普通地区

#### （3） 準用事業（条例第38条）

別表2に掲げる事業のうち、第1種事業及び第2種事業に該当しない事業を実施しようとする者が、環境影響評価等の手続の実施を知事に申し出たもの

## 2 手続

法は図1のとおり、条例は図2のとおり

## 3 調査・予測・評価の項目の選定、手法の選定及び環境保全措置の指針

### (1) 法の対象事業の場合

対象事業の免許等大臣が事業ごとに定めている。

### (2) 条例の対象事業の場合（図3）

岩手県環境影響評価技術指針（平成11年1月14日告示第19号の3）を定めている。

別表1 環境影響評価法の対象事業一覧

区分	第一種事業	第二種事業
1 道路		
* 高速自動車道	すべて	—
* 首都高速道路等	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ15km以上20km未満
2 河川		
ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
* 湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道		
* 新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—
普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
* 4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所		—
* 水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満
* 地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
* 原子力発電所	すべて	—
* 風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上5万kW未満
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上4万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
* 7 埋立、干拓	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
* 10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業 ※1	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
港湾計画 ※2	埋立・掘込み面積 300ha以上	

\*印は、県条例で対象としていない。

※1：住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

※2：港湾環境アセスメントの対象

別表2 岩手県環境影響評価条例の対象事業一覧

区分	第一種事業	第二種事業
1 道路		
* 一般国道	—	4車線以上・長さ5km以上7.5km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
* 県道、市町村道、農道	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km以上10km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
* 林道（法の対象事業）	—	幅員6.5m以上・長さ10km以上15km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
林道（法の対象事業以外）	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上20km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
2 河川		
* ダム（法の対象事業）	—	貯水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上75ha未満
ダム（法の対象事業以外）	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上100ha未満
* 堰（法の対象事業）	—	湛水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上75ha未満
堰（法の対象事業以外）	湛水面積100ha以上	湛水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上100ha未満
* 放水路（法の対象事業）	—	改変面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上75ha未満
放水路（法の対象事業以外）	改変面積100ha以上	改変面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上100ha未満
3 鉄道		
* 普通鉄道・軌道	—	長さ5km以上7.5km未満 又は 特別地域で長さ2km以上
鉄道等（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、鋼索鉄道、浮上式鉄道、索道）	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満 又は 特別地域で長さ2km以上
4 電気工作物		
* 火力発電所	—	出力3万kW以上11.25万kW未満
* 太陽電池発電所（注3）	面積50ha以上	面積20ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上50ha未満
* 風力発電所	出力0.75万kW	—
送電線路	—	特別地域で50万V以上・長さ2km以上
5 廃棄物処理施設		
* 廃棄物最終処分場	—	面積5ha以上25ha未満
ごみ処理施設（焼却による処理をするもの）	処理能力4t/時以上	処理能力2t/時以上4t/時未満

区分	第一種事業	第二種事業
し尿処理施設	処理能力 4 kL/時以上	処理能力 2 kL/時以上 4 kL/時未満
産業廃棄物中間処理施設 (焼却施設又は中和等施設)	焼却能力 4 t/時以上 又は 処理能力 4 m <sup>3</sup> /時以上	焼却能力 2 t/時以上 4 t/時未満 又は 処理能力 2 m <sup>3</sup> /時以上 4 m <sup>3</sup> /時未満
6 土地区画整理事業		
* 法の対象事業	—	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 75ha 未満
法の対象事業以外	面積100ha 以上	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 100ha 未満
* 7 新住宅市街地開発事業	—	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 75ha 未満
* 8 新都市基盤整備事業	—	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 75ha 未満
* 9 流通業務団地造成事業	—	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 75ha 未満
10 宅地その他の用地の造成事業		
* 法の対象事業	—	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 75ha 未満
法の対象事業以外(注1)	面積100ha 以上	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 100ha 未満
11 スポーツ・レクリエーション施設(注2)	面積100ha 以上	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 100ha 未満
12 岩石等の採取	面積50ha 以上	面積25ha (特別地域 1 ha、普通地域 5 ha) 以上 50ha 未満
13 鉱物の採掘	面積100ha 以上	面積50ha (特別地域 1 ha、普通地域10ha) 以上 100ha 未満
14 工場又は事業場(注3) (製造工場、ガス供給業、熱供給業)	排出ガス量 20万m <sup>3</sup> /時以上 又は 排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	排出ガス量 10万m <sup>3</sup> /時以上20万m <sup>3</sup> /時未満 又は 排水量 5,000m <sup>3</sup> /日以上 1万m <sup>3</sup> /日未満
15 下水道終末処理場	排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	排水量5,000m <sup>3</sup> /日以上 1万m <sup>3</sup> /日未満
16 畜産農業施設	排水量1,000m <sup>3</sup> /日以上	排水量500m <sup>3</sup> /日以上 1,000m <sup>3</sup> /日未満
17 建築物(注3)	高さ100m 以上 又は 延べ面積10万m <sup>2</sup> 以上	高さ50m 以上100m 未満 又は 延べ面積 5万m <sup>2</sup> 以上10万m <sup>2</sup> 未満
18 その他、上記1から17と類似したものであって規則で定める事業 (当面なし)		

(注1) 住宅団地、工業団地、農用地 (草地含む)、石油貯蔵施設、自動車テストコース、変電所、水道施設、大規模店舗、駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所又は卸売市場の用地造成

(注2) キャンプ場、遊園地、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ場、スキー場、弓場、乗馬場、植物園、動物園、射撃場、都市公園のいずれかの開発事業、又は、関連施設を含んで一団として行われるこれらの複合事業

(注3) 造成済の工業専用区域において行われる事業については、第2種事業

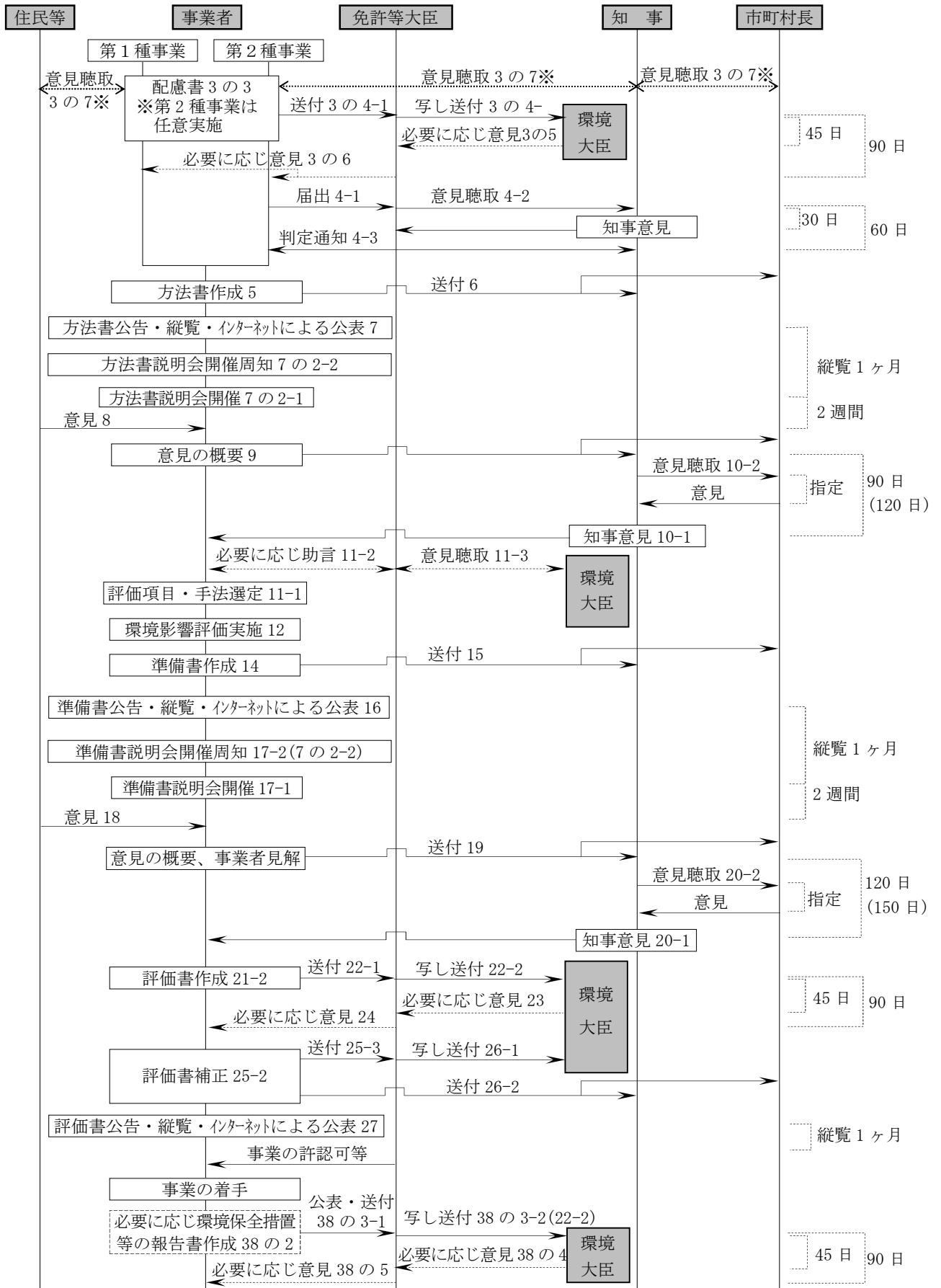
(注) 「特別地域」とは、自然公園法等で特別地域等として指定している地域

(注) 「普通地域」とは、自然公園法等で普通地域として指定している地域

\*印は、法対象の事業規模以下のもの

図1 環境影響評価法の手続概要

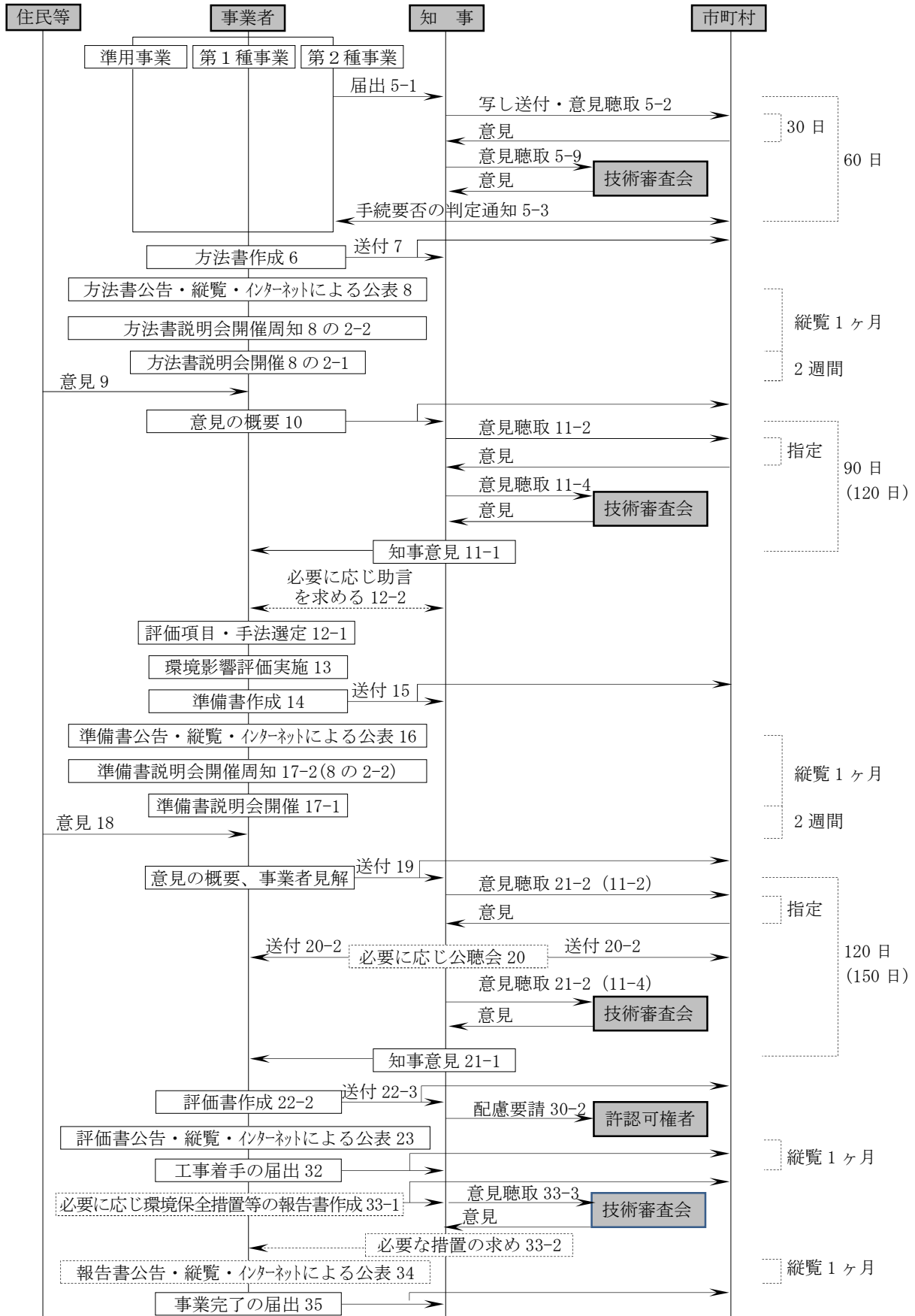
(数字は法律の条番号)



※3の7の規定に基づく意見聴取は、事業種ごとの主務省令で定めるところによる。

図2 岩手県環境影響評価条例の手續概要

(数字は条例の条番号)



(注) ・第1種事業：必ず環境影響評価を実施する事業  
 ・第2種事業：環境影響評価の実施の要否を知事が判定する事業  
 ・準用事業：第1種事業及び第2種事業に満たない規模の事業であって、事業者の申し出により環境影響評価を実施する事業

図3 条例の環境影響評価手続と告示内容との関係

